

診療報酬に関する院内掲示

【 一般名での処方について 】

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、**薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）**を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

【 明細書発行体制等加算 】

領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無償で発行しています。

【 医療情報取得加算 】

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・管理、適切に活用して診療を行います。公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

【 医療 DX 推進体制整備加算 】

当院では医療 DX を通じて質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、及び活用し、医療の提供に努めています。

- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- ・オンライン請求を行っています。
- ・電子処方箋を発行する体制および電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については今後導入予定です。

【 外来後発医薬品使用体制加算 】

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。そのため、当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

医薬品の供給不足などが生じた場合、状況に応じて患者様へお渡しする医薬品が変更となる可能性がございますが、当院では適切に対応ができる体制を整備しております。